

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュース・レター

VOL.19 2004.10.5
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号
TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

VOICE

さらなる運動を・・・

幹事 林 良平

「地方自治法99条に基づく意見書」と言われても何のことやらさっぱりわからないというのがおおかたの反応でしょう。実は私もそうでした。地方自治体には、いろんな要望や意見を国に提出するという法制度があり、「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため制度を作ってください」と最初に国に提出してくださったのが、大阪府堺市議会。

きっかけは堺市女性センターという団体から被害者問題についての講演依頼があすの会にありお話をさせていただいたのですが、犯罪被害の深刻さを知り何か応援できないものかと模索してくださった、ある議員（無所属）の活動の賜物でした。

あすの会ではこのことに力を得て署名活動に続く本年の重要な活動と位置づけ、各地の地方自治体に「定例会で採択して頂くよう」陳情活動を行っています。

粉雪が舞い散り、指先がかじかんで動かない中。雨風の中。暑い日差しの中で口の中がカラカラになりながらも大声をだした日。今では懐かしい思い出になった全国47都道府県で展開した街頭署名活動は、土曜・日曜もしくは祝祭日の活動でしたから皆様と一丸となって達成することができました。

しかし、今回の地方自治体への陳情は平日に行わねばならないこと、「会期」という限られた期間があること、地方自治体は全国に3,100ほどあるということなどの困難があります。ですから幹事会では47都道府県と県庁所在地及び政令指定都市を目標にすることになりました。今まで体験のない「自治体議員の方と話す機会」が増え、その体験から申しますと、やはり犯罪被害者の抱える深刻な問題の実態を全く知らない議員の方が圧倒的多数だったことと、事の重大性に気付くやいなや、すぐさま親身になって陳情の中身を聞

いてくださる議員の方も圧倒的多数であったということ。

こうした結果、関西では議員さん達のネットワークで自主的に意見書を提出する動きが出てき始めました。国への働きかけは意見書の数が多ければ多い程その重みを増すはずで、こうした地方議会議員の方々の自発的な応援が全国的に広がってくれたら本当にうれしい。

あすの会は設立後、ヨーロッパ調査団派遣・全国署名活動と犯罪被害者の抱える問題を社会に提起してきました。これらのこととは国民全般に直結する重要な問題なのですから、本来、政（まつりごと）を司る（つかさどる）立場にいる方々の仕事のはずです。被害者たる私たちが行うには辛すぎる作業です。

なぜ、長年にわたり被害者問題は顧みられることなく放置されてきたのでしょうか。

それは「被害者以外、誰も知らなかった」ことが全て、と私は思います。地下鉄サリン事件・神戸連続児童殺傷事件などで社会はようやく「犯罪被害者の存在」に気付きました。それまでなかなか動いてくれなかつたマスコミが気付き報道し始めたからです。しかし単に被害者の存在ではなく、「被害者の抱える深刻な問題の存在への理解」はあすの会の誕生によってようやく広まったと言っていい。後はこれをどう解決するのか・・です。

あすの会の設立趣意書に「苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものにするため、心と力を尽くします」とあります。犯罪被害者問題の理解者を増やすためにも皆様お住まいの役所・役場、もしくは議員の方に陳情の相談をしてみてください。きっと親身になってくださるでしょう。そこから社会という水面（みなも）に新たな波紋がきっと生まれるはずです。

TOPICS

少年事件の情報開示について

会員 土師 守

2004年8月11日、私と妻は、法務省保護局の方から、加害男性の仮退院後の経過及びその時点における彼の身体的精神的状態等について説明を受けました。2003年5月以来、加害男性が仮退院直後の2004年3月19日までに、私たちは関東医療少年院及び関東地方更生保護委員会の方から計5回の説明を受けましたが、その説明時には、仮退院後そして保護観察終了後も経過を説明して欲しいという要望をしており、今回の説明は、私たちのその要望に答えたものでした。

犯罪被害者遺族が事件の情報を得るということは、成人の事件においてもまだまだ不充分ですが、少年事件においては、2000年11月に少年法が一部改正されて、若干は改善されたとはいえ、非常に困難なことです。私たちの場合も、加害少年の審判には一切関わることができず、調書等の情報を得るために、加害者側代理人とも交渉し、さらには民事訴訟もおこしましたが、それでも情報を得ることはできませんでした。

2001年10月からは、出院情報も知らされることになりましたが、少年事件には適用されませんでした。

2002年2月頃、加害男性の仮退院の噂がマスコミを賑わせはじめました。しかし私たちは全くそのような情報は知られず、これは非常に問題だと思いました。代理人の井関弁護士とも相談の上、今後につなげるためにも真正面から情報開示を求めていこうと決め、2002年4月、法務省に対し上申書を提出し、あわせて週刊誌上に手記を発表しました。その後、正式には回答がありませんでしたが、その年の7月には加害男性の収容継続が決定されました。

2003年、7回忌にあわせ、初めて取材を受けることにしましたが、数社は上申書のことを扱い、また法務省に対しても取材をしました。結局それまでの行動が実を結んだのだと思いますが、私の取材が報道される6日前に、急遽法務省関係者、関東医療少年院関係者と面会し、説明、さらには上申書に対する回答を得ました。その後の説明を通じ、出院情報、帰住先情報を仮退院当日に知らせるということになり、2004年3月10日、仮退院当日に連絡を受けました。

私たちは今後も説明を継続して欲しいと要望していますが、法務省側が被害者遺族に対して説明をしているという事実を積み重ねることにより、少年事件における情報開示の制度化にながればと思っています。

— INDEX —

VOICE さらなる運動を.....	1
TOPICS 少年事件の情報開示について.....	2
おかしいと思いませんか・法律まめ知識.....	3
5周年記念大会開催のお知らせ.....	4
特別寄稿 司法解剖の実務からみた犯罪被害者らの支援.....	5~8
活動報告.....	9
集会及び幹事会の報告.....	10~13
運営の基本・会計／あとがき.....	14



第10回 おかしいと思いませんか

加害者に刑罰を課するのは公の秩序維持のためであって、被害者のためにするのではないというのが今の刑事司法の立場ですから、刑事司法は被害者にとって何の役にも立たないことになります。

被害者が口惜しい思いを晴らすためには、民事の損害賠償の訴えを起こすしか手がないことになりますが、民事訴訟も大変なお金がかかります。

訴えを起こすには、訴状を裁判所へ提出しなければなりませんが、訴状には印紙を貼ることになっています。また、一审の判決に不満があるときは高等裁判所に控訴申立てをし、高等裁判所の判決に不服があるときは最高裁判所に上告の申立てをすることができます（一审が簡易裁判所のときは少し違いますが）、この控訴状や上告状にも印紙を貼らなければなりません。

印紙代は、請求金額が100万円のときは、訴状に1万円、控訴状に1.5万円、上告状に2万円ですが、請求金額が1000万円だと、それぞれ5万円、7.5万円、10万円となります。請求額が5000万円となると、17万円、25.5万円、34万円、請求金額が1億円ですと、32万円、48万円、64万円に、請求金額が1.5億円だと47万円、70.5万円、94万円となります。これ以上請求金額が増えると、印紙代も増えてゆきます。

被害者が刑事事件の訴訟記録を謄写するには、1枚45円くらいの謄写代がかかり、それだけで数十万円にもなって被害者にとって大きな負担になっていますが、民事事件でも同じように記録の謄写代がかかるのです。弁護士費用もかかります。

何年も時間と手間をかけて勝訴判決をとっても、加害者は無資力者が多くて、判決はとってもお金は取れないのが殆どです。

結局、被害者は、刑事裁判からも民事裁判からもお金ばかり取られるだけで利益は受けず、司法不信が高まるばかりです。それでいて司法界は、国民に信頼される司法を作るといって大騒ぎしています。国民のなかに被害者は入っていないのでしょうか。

おかしいと思いませんか。

法律まめ知識 ⑫

法律扶助制度について

—犯罪被害者への援助—

1. 法律扶助制度とは

法律扶助制度とは、自分では弁護士や裁判所の費用を支払えない人でも法的手続を取ったり相談を受けられるように援助を行う制度です。（民事法律扶助法に基づく）民事法律扶助、刑事被疑者弁護援助などがありますが、犯罪被害者への援助も行われています。

現在は財団法人法律扶助協会という団体がこの制度を運営し、弁護士会が協力しています。

2. 犯罪被害者法律援助について

(1) 援助を受けられる人

犯罪被害者法律援助を受けられるのは、生命（殺人、過失致死など）・身体（傷害など）・自由（監禁、誘拐など）・人間の尊厳（強姦、名誉毀損など）の身体犯に関する犯罪被害者及びその親族又は遺族です。その他の犯罪被害者でも、要件さえ充たせば民事法律扶助を使えます。

さらに、「資力に乏しいこと」も要件になっていますが、被害が重く仕事に就けない、多額の治療費が掛かるなどの事情も考慮して判定されます。

(2) 援助の内容

要件を充たす人には、扶助協会が次の業務の弁護士費用を支出します。

- ① 法律相談
- ② 刑事告訴
- ③ 法廷傍聴の同行
- ④ 証人尋問、意見陳述の付添い
- ⑤ 刑事訴訟手続での和解・示談交渉

- ⑥ 報道機関等との交渉
- ⑦ その他犯罪被害者支援のために必要な事項

示談で金銭を得た場合にはその一部を報酬として弁護士に支払うこともあります、基本的には費用を返す必要はありません。

(3) 手続の流れ

援助を受けようとするときには、弁護士会などで法律相談を受け、その弁護士から申込みをしてもらいます。法律扶助協会の審査に通れば、協会から弁護士に費用が直接支払われます。

3. 日本司法支援センターへの移行

本年6月2日に公布された総合法律支援法によって、法律扶助協会の業務の多くを平成18年度に設立される日本司法支援センターが取り扱うことになりました。現行の犯罪被害者法律援助がどう変化するかは明らかではありませんが、幅広い支援策が検討されています。

あすの会結成5周年記念大会開催のお知らせ

日時 2005年1月23日（日）

場所 日比谷三井ビル8階ホール

設立記念日に開催いたします。是非とも、多くの方がご参加くださいますようお願い申し上げます。
詳細につきましては、次号にてお知らせいたします。



会のあゆみ



1999年10月31日	5名の犯罪被害者が犯罪被害者の権利と被害回復制度を自ら確立するために立ち上がる
2000年 1月23日	第1回シンポジウム（東京） ～ 犯罪被害者の会が設立～
5月	事務所開設
9月 3日	第2回シンポジウム（大阪） ～ 犯罪被害者の権利と制度確立を目指して～
7月14日	犯罪被害者の会支援フォーラム発足
2001年	山藤章二氏の手によるあすの会のロゴマーク登場
11月18日	第3回シンポジウム（東京日比谷三井ビル） ～ 被害者のための正義を目指して～ 刑事司法は誰のためにあるのか～
2002年 9月	ヨーロッパ調査団（ドイツ、フランス）派遣
12月 8日	第4回シンポジウム（東京三井ビル） ～ 被害者の刑事手続きへの参加を目指して～
	総会で犯罪被害者の刑事手続きへの参加を目指して署名活動を展開することが決定され、会場にて即刻開始
2003年 2月 1日	東京、新宿より街頭署名活動を開始
7月 8日	小泉総理と面会、翌日森山前法務大臣に第1回署名提出
2004年 2月 1日	街頭署名活動を全都道府県にて実施完了
6月15日	野沢法務大臣に第2回署名提出（総数557,215名分） 自民党が「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」を発表
7月 8日	「訴訟参加制度案要綱」の公表
10月	第2回ヨーロッパ調査団（イギリス、ドイツ）派遣

このたび、法医学の第一線でご活躍の著名な大阪市立大学の前田均教授と東京慈恵医科大学の高津光洋教授よりお忙しい中、貴重な原稿をお寄せいただきました。

あすの会が、掲げてきました疑問や指摘に専門家のお立場からご意見を述べておられます。皆さまが関心をお持ちの司法制度に詳しい被害者支援のための仲介者（コーディネーター）、カウンセラー、そして熟練した遺体修復技術者（エンバーマー）のお話も載っています。

ご説明は、わかりやすい文章で書かれています。是非、ご通読下さい。

司法解剖の実務からみた犯罪被害者らの支援

大阪市立大学大学院医学研究科

法医学教授 前田 均

東京慈恵会医科大学

法医学教授 高津 光洋

1. はじめに

犯罪被害者の家族の方々が提起されている問題のなかには司法解剖に関することが少なくないことを知りました。司法解剖あるいは行政解剖の制度は、元々、社会の安全と秩序を保つため、あるいは公衆衛生の増進のためといった公益優先の観点からつくられたもので、その目的は基本的には死者や家族の人権擁護を含めた社会の安全や秩序の保持と一体となるはずです。刑事事件では1つ1つのケースがきちんと処理されておれば、被害者の人権が護られ、同時に社会の安全と安心感が得られることになり、逆に、被害者の立場に立って事件処理が行われないと、社会の安全が脅かされることになります。また、刑事訴訟法とその関連法規のなかには、亡くなった人、遺族や関係する人たちの名誉を損なわないように、あるいは礼を失わないように注意すべきことなど、被害者や遺族の尊厳の尊重が謳われています。しかしながら、犯罪被害者の方々のご指摘は、犯罪被害者の権利を護るためのシステムが確立されていなかったということを明らかにしました。皆様の努力の成果が被害者への対応や司法制度などに少しずつ現れてきているのは喜ばしいことですが、その根本的な解決のためには、社会的な意識改革と司法制度を支える基盤（捜査や鑑定などに関わるいわゆる“インフラ”）の構造改革が必要ではないかと思います。

司法制度における被害者の支援のなかには、①捜査（証拠収集）、②裁判のあり方、③損害賠償、④それらを通じた二次被害の防止および⑤“アフターケア”に関することが含まれると思われます。司法解剖に携わっていると、犯罪や事故などによる死者など、社会一般には非日常的なことを日常的に経験するため、特に①捜査（証拠収集）と②裁判のあり方に関して考えさせられることがしばしばあります。例えば、司法解剖に対して支払われる経費が東京都内ではその他の地域に比べて格段に恵まれていることや、東京都内、大阪市内や神戸市内などの極めて限られた地域だけで監察医制度が施行されていることなどは、わが国では亡くなった人の尊厳や人の権利の重みに格差を生んでいるよう思われてなりません。また、大学における司法解剖の実施体制にも深刻な問題が生じてきています。それは被害者側と被疑者・被告人側のいずれにとっても大きな問題と思われますので、皆さん方にも考えていただければ幸いです。このような現状と亡くなった人の尊厳と人権に関わる問題について、日頃考えていることをこの場を借りて簡単に紹介させていただきたいと思います。

2. 司法制度における解剖の位置付けと役割

被疑者を起訴し、裁判で法的責任を問うためには確たる証拠が必要です。犯罪や事故の死亡被害者についてその証拠を収集するのが司法解剖の役割です。証拠には、その事件・事故で死亡したという根拠となるものと同時に、それ以外に死亡の原因がないことを証明することが必要です。“誰の目にも明らか”というような当事者や目撃者らの証言や状況証拠だけでは死亡原因の立証には不確実で、それを補強するためにできるだけ客観的証拠を示す必要があります。死亡までの間に医療が関与する

と、その適否が問題になることもあります。法医解剖は検察官や警察のためにするのではなく、被害者やその家族の尊厳および権利を護るためにあるという基本姿勢を確認することが必要です。そうはいっても、遺族には司法解剖を心情的に受け入れがたいことも理解できますから、上述のような司法制度に詳しい被害者支援のための仲介者（コーディネーター）をおくことも必要ではないかと思います。特に、近い将来、裁判員制度が実施されるようになったときには、上述のような客観的な証拠の重みが一層増していくことが考えられます。そうでないと、映画の「シカゴ」のように、検察官や弁護士の話し方による印象だけで法的に判断されてしまう恐れもないとはいいきれません。このことは冤罪などの被告人の権利侵害あるいは被害者とその家族の人権侵害を生む両面性の危険性をはらんでいます。

以上のように、司法解剖は、犯罪や事故の死亡被害者や遺族にとって①犯罪認知、②捜査と③裁判における権利侵害や被害の立証のために必要であると同時に、社会的には④犯罪防止と認知のためのノウハウを得るための手立てともなります。そのシステムを機能させるためには、今後、⑤関連機関・関係者の第三者的コーディネーションが重要な意味を持ってくるものと思われます。

3. 司法解剖に関する倫理的および人権問題

司法解剖に関して犯罪被害者の方々から提起されている主な問題は、1) 解剖の必要性に関する疑惑と2) 遺体の取り扱われ方あるいは遺族に対する配慮に関する要望の2つではないかと思います。

1) 解剖の必要性については、前述のことを冷静にお考えいただければ、ご理解いただけるのではないかでしょうか。解剖に対する抵抗感が生じる要因には、医療事故などと共通のものがあるようと思われます。突然に大きな不幸に遭遇したうえに解剖を申し出られても当惑するのは人の心の動きとして極めて自然なことだと思います。しかしながら、解剖はそのときにしかできません。わが国ではほとんど火葬ですので、後で死亡原因などに関する疑問が投げかけられてから溯って解剖しようとしても不可能です。最近では、むしろ積極的に解剖を要望される遺族の方が増加しているようです。警察官らの説明で納得できない場合には、被害者側の支援者（コーディネーター）を介して対応するのがよいように思います。また、司法解剖に携わる者は、守秘義務はもちろんのこと、被疑者・被告人と被害者および家族らの両者の人権、あるいはそれらと公益とのバランスを考えなければならない立場にあり、さまざまな場面で両者への対応上のジレンマに陥ることがあります。そのような場合にも、第三者的なコーディネーターの介入があれば、お互いの間の調整が円滑に行われることも期待できるよう思います。

2) 遺体の取り扱われ方や遺族に対する配慮に関する疑問に関しては、さまざまな要因が含まれているように思われます。私たちが思いつくものだけでも、①解剖前の遺体安置場所、②解剖施設、③遺体の修復、④遺体の返還方法、⑤遺体から採取された試料の取り扱いなどが挙げられます。そのほかにも思わないところで差し障りが生じている可能性もあります。私たちが不備を認識して改善を要請しても、施設や設備備品類を改善するための予算はなかなか付きません。また、遺体の修復には熟練した技術者（エンバーマー）の手を借りる必要がありますが、わが国ではまだそのような専門家が全国的にいるわけではありませんので、それを実行できるシステムがわが国にはないのが現状です。すなわち、わが国では、亡くなった人と遺族の尊厳と人権を護るためにシステムが十分に整備されてこなかつたことを意味しています。

犯罪被害者の方々には多くの不満や要望があることとは思います。私たちも出来るところは積極的に改善しなければなりませんが、一方で如何ともしがたい大きなストレスを感じながら、何とか社会的な責任を果たせるように努力していることをお分かりいただければ幸いです。

4. 現行司法解剖制度の問題点

以上のことに関連して現行制度をみると、次のような問題があると思われます。まず基本的に、犯罪だけではなく、種々の人権侵害をはらむいわゆる“異状死”的取り扱いに関して、非常に曖昧で不完全なところがあります。その大部分は検視と検死・解剖制度の不備によるものと思われます。個人の人権擁護、公益・安全の保持あるいは公共の福祉の増進のいずれの観点からみて、①“異状死”的届け出あるいは通報、②検視と検死、③それに関する捜査、④解剖実施の判断基準、

⑥解剖の5つの点のいずれにおいても改善すべきところがあるように思います。司法解剖については、司法制度における鑑定人の資格、義務や責任ばかりが強調され、まるでボランティアのような扱いを受けているのが現状です。そのため、大学の業務のなかでの司法解剖の位置付けが不明確になっています。警察関係者の言い分は、司法解剖は大学の業務だから解剖と諸検査に係る費用は大学が持つべきであるということで、病理解剖経費にも満たない一律の“解剖謝金”（現行では鑑定書作成料として1体宛7万円）が支払われるだけです。大学のなかでは、法医学教室の研究費は僅かであり、そのうえ司法解剖のための経費がかなりを占め、病理組織学的検査、生化学的検査、中毒学的検査や微生物学的検査などの精密検査のための費用は大学から研究費として特別に割り当てるはずもなく、これらの検査が必要な場合は赤字で解剖をしなければなりません。

法医学教室の設備備品の不備、スタッフ不足や財政難に関しては東京都内もその他の地域も共通の悩みですが、解剖経費については問題があります。すなわち、東京都内では司法解剖に限って鑑定に要した諸経費を鑑定人が嘱託者（検察庁）に請求できますが、他の地域の大学では、検査が必要と思われても、前述のように鑑定人の意思でそれが十分にできないか、赤字覚悟で行わざるを得ないのが現状です。それでは費用がかかるような精密検査はしなくともよいといっているのと同じことで、司法解剖の対象となる犯罪や事故の被害者に対して大変失礼なことではないかと思います。他の地域では研究費の一部を検査費に充当したり、やむを得ず警察の科学捜査研究所などに依頼するなどして鑑定の質を確保している現状をご理解いただき、東京都内のシステムを全国的に広げるようにご支援をお願いいたします。

また、特に重要なこととして、司法解剖の信頼性を保証するためには、複数の医師によって実施されることが望まれます。ドイツのように司法解剖は“2名の医師”によって行われるべきことが法的に定められている国があるにもかかわらず、わが国でそのような体制を組もうとしても、実際にそれができるところは数えるくらいしかありません。国公立大学の独立法人化と定員削減は、多くの大学において研究業績として認められにくい司法解剖の実施をさらに困難にするおそれがあります。司法解剖の実施にあたっては、ほかにもさまざまな問題や障害がありますが、その根源には、交通災害や医療事故などと共通のものがあるように思われます。すなわち、平和で安全であった戦後のわが国では、経済発展が第一の関心事で、人権と安全に対する社会的認識が不十分であったために、それを護るためにシステムが作り上げてこられなかったのではないかという気がします。

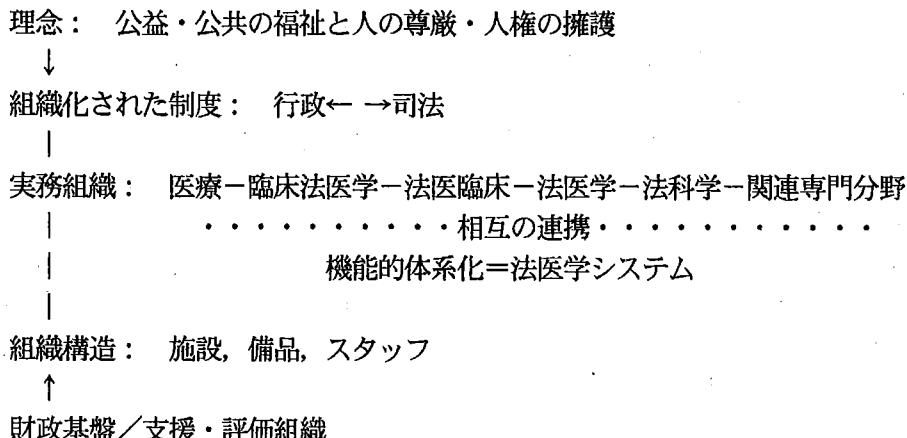
このままだと、大学の社会貢献が強調される一方で、司法解剖に必要なスタッフや経費などは切り捨てられ、動物実験などの研究の片手間に解剖をして、中毒などの重要な検査はすべて警察に任せてしまうというようなことにならざるをえない状況にあることを認識していただく必要があると思います。このように被疑者の取り調べにあたる警察と鑑定人が一体となったような鑑定が鑑定の中立性に反することはありません。

また、このような状況のもとで、たとえ被害者らの要望によって予算がついても、それが有効に利用されるとはとても思われません。必要なことは、折角の予算が生きるような制度をつくり、施設・備品を整備し、関連の専門スタッフを養成すること、すなわちいわゆる“インフラ”（司法制度を支える基盤）の整備が必要ではないかと思います。法医学の実務に携わる者の後継者と“良きプロフェッショナリズム”的育成に努めるのは法医学会の社会的責任ではありますが、今のように個人の努力や責任感に依存した司法解剖制度は砂上の楼閣と化し、いずれは崩壊してしまいます。適切な司法解剖制度の社会的システムのあり方について早急に検討していただくことが必要な時期に来ていると思います。

具体的には、今後、①司法解剖に関する業務を大学の社会的責任あるいは社会貢献の1つとして遂行できるような社会制度（警察・検察庁あるいは裁判所と大学の間の施設使用契約と鑑定人推薦依頼を含む）を確立すること、②そのために必要な施設、設備・備品とスタッフを行政責任で整えること、③大学のなかで司法解剖業務が円滑に行えるように実務実績に応じた財政的支援（消耗品費や人件費など）をすることなどが強く望されます。また、そのようなシステムを作り上げるために、犯罪被害者、交通事故被害者あるいは医療事故被害者ら、さらには訴えられた側の支援者らを加えた連絡協議会のような組織をつくって行政に働きかけるのも一案ではないかと思います。以上のような関連専門分野（コーディネーター、カウンセラーやエンバーマーなど）を含めた司法制度の基盤整備に関する

考え方をまとめると次の図のようになります。

* * * 司法制度の基盤整備：構造改革と意識改革 * * *



5. おわりに

身内や親しい人が犯罪、事故や災害などに巻き込まれて突然亡くなるということは最大級の不幸の1つです。このようなことはきわめて特殊で非日常的な出来事ですから、被害者やその家族以外の人達には関わりも薄く共感しにくいところがあり、「分かりにくく人権侵害や社会的危機」といえるのではないかと思います。医療事故や交通事故などについても同様のことがいえるように思われます。その点が狂牛病、鳥インフルエンザや国際テロなどのような緊急性が明らかな分かりやすい危機に対する行政の対応との大きな違いとなって表れているような気がします。優性保護法が母体保護法に、精神衛生法が精神保健と精神障害者福祉に関する法律に改められ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の基本理念として患者らの人権への配慮が謳われるようになってきたという社会的背景は、公益第一から人権重視への流れを明確に示しています。人権侵害のおそれがある犯罪、交通事故、医療事故、労働災害や過労死などに関わる“異状な死”をどのように取り扱うべきか、その理念と司法解剖を含めたシステムの改革は、行政に任せ切りにするのではなく、社会的合意のもとに考えていくことが重要ではないかと思います。

前田 均（まえだ・ひとし） 大阪市立大学大学院教授（医学研究科法医学）

1950年 兵庫県生まれ。1974年 和歌山県立医科大学卒業、臨床研修の後法医学を専攻。

1990年10月から現職。

司法解剖のほか、大阪府非常勤監察医として行政検死・解剖に従事。

裁判所や弁護士などから民事鑑定の依頼も受けている。

主な研究テーマは“エビデンス”に基づく客観的な法医病理診断を目指す“急死の病態生理生化学”。

研究活動のモットーは、Policy（理念）、Inspiration（斬新な発想）と Endeavor（努力）。

高津 光洋（たかつ・あきひろ） 東京慈恵会医科大学教授（医学科法医学講座）

1941年 満州国奉天市生まれ。1966年 信州大学医学部卒業、インターン修了後法医学を専攻し、1971年 東京大学大学院医学系研究科卒業。

1982年から現職。

東京都監察医務院非常勤監察医を歴任、現在は顧問。

40年近く法医解剖や死体検案に従事している。

主な研究テーマは突然死、交通外傷など、実務法医学の充実を目指している。

代表的な著書は「検死ハンドブック」（南山堂）など

活動報告

月	日	活 動	内 容
5	9	第37回関西集会	
	12	岡本真寿美会員講演	長崎大学教育学部教養特別講義 「犯罪被害者の人権を考えるシンポジウム」
	13	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会
	15	第30回関東集会	
	16	第42回幹事会	
	16	松村幹事講演	「大阪報道被害勉強会」
	18	補償制度研究会	
	20	岡村代表幹事講演	常陽新聞新社主催「常陽懇話会」
	24	林幹事講演	大阪府警にて
	31	訴訟参加研究会	
6	2	憲法調査研究会	
	4	補償制度研究会	
	10	岡村代表幹事出席	「被害者の視点を取り入れた教育」研究会
	10	岡本真寿美会員講演	山口県警犯罪被害者対策室にて
	13	第38回関西集会	
	15	岡村代表幹事、松村幹事 杉浦正健官房副長官と懇談	
	15	岡村代表幹事ほか 野沢三太法務大臣に署名提出	
	16	岡村代表幹事、松村幹事 小泉純一郎総理と懇談	
	16	松村幹事講演	上智大学学内サークル「フロンティア」第2回講演会 「犯罪被害者と報道」
	19	第31回関東集会	
7	20	第43回幹事会	
	20	本村幹事講演	福井県犯罪被害者連絡協議会にて
	22	岡村代表幹事講演	「第49回東京矯正管区管内教誨師研修茨城大会」
	24	訴訟参加研究会	
	24	憲法調査研究会	
	25	本村幹事講演	京都府犯罪被害者連絡協議会にて
	25	本村幹事講演	京都犯罪被害者支援センター研修会にて
	26	補償制度研究会	
	29	岡村代表幹事出席	「被害者の視点を取り入れた教育」研究会
	4	林幹事パネリストとして出席	日本臨床心理士会、奈良県臨床心理士会主催 「第6回被害者支援研修会－被害者支援システムの構築をめざして」
8	4	第39回関西集会	
	8	岡村代表幹事ほかプレス発表	訴訟参加制度案要綱について
	8	憲法調査研究会	
	17	補償制度研究会	
	20	附帯私訴研究会	
	20	憲法調査研究会	
	24	第11回九州集会	
	28	岡村代表幹事出席	府中刑務所参観（「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の一環として）
	29	岡村代表幹事出席	「被害者の視点を取り入れた教育」研究会
	31	補償制度研究会	
8	1	第40回関西集会	
	2	本村幹事講演	北海道警察にて
	10	附帯私訴研究会	
	10	憲法調査研究会	
	12	補償制度研究会	常磐大学にて
	14・15	補償制度研究会（合宿）	
	27	関西の会員による人形劇	京田辺市主催「人権問題研修会」

関東集会の報告

第29回関東集会 平成16年 4月17日（土） 参加者27名（会員13名）

はじめに、昨年10月16日に開催された日弁連人権擁護大会シンポジウムにおいて講演された岡村代表と、会員の岡本真寿美さんのビデオを鑑賞しました。

自らの辛く厳しい体験を力強い言葉ではっきりと訴える岡本さんに、参加した全員が感銘を受け、勇気を与えられました。

続いて幹事より、アンケートご協力への感謝と、現在集計中であることの説明がありました。また3月30日、東京都議会が「犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書」を可決し、その当日は岡村代表をはじめ当会の代表5名が石原都知事と面会し、意見交換できたことが報告されました。

その後会員の方々より、裁判の進捗状況の報告、日常での不安や苦痛についての率直な意見が交わされ、メディアや市議会議員（日野市、三鷹市）の参加者からも活発な情報の提供がされました。

賠償金の支払い実態など、社会が知らないために被害者をさらに追い詰めていることも報告され、メディアの報道のあり方にも多くの要望が出るとともに、あすの会としても今後何らかの形で調査し、訴えていくべきであるとの意見が出ました。

第30回関東集会 平成16年 5月15日（土） 参加者22名（会員18名）

会員から足利市での意見書提出への働きかけの経緯として、『地区選出の市会議員と、友人の親戚の市会議員のお二方（ふたかた）に相談し、6月議会に提出することにし、リーフレット、ニュース・レター、既に議決済み意見書を参考資料とし、会の説明・活動状況の報告を続けました。紹介議員から陳情書と意見書（案）を5月14日までに議会事務局まで提出するよう指示があり、持参した折りに議事課長から、「5月20日の各会派幹事会会議の議題にする」旨の話しがありました。』との具体的な運び方を聞くことができました。これから意見書提出のお願いに伺うにあたり、大変参考になりました。

幹事より、幹事会報告があり、（1）司法解剖遺体搬送費用支出の件（2）国への意見書提出依頼の件（3）署名提出のタイミングを岡村代表に一任した件（4月23日現在52万8千名）等の説明がなされました。

埼玉シンポ「徹底討論死刑の存廃」（埼玉弁護士会主催）に出席した方から、感想の発表があり、死刑廃止ありきの論議に失望したことでした。

集会のあり方について会員相互で意見交換し、集会が癒しの場であることから、会員だけの時間帯をもうけることにしました。

第31回関東集会 平成16年 6月19日（土） 参加者35名（会員18名）

前半、会員のみの話し合い。その後、東京弁護士会所属の中村 勉弁護士よりお話を伺いました。被害者の権利について、今までとは違った視点での問題点をご指摘いただきました。検察官としてのご経験をお持ちであり、さらにイギリス等の海外で学ばれた中村弁護士のお話は興味深く、参加された学生さんから「是非大学で講義していただきたい」との声が上がったほどでした。

日本の裁判制度の中では検察官はあくまでも公益の代表者として社会秩序のためのものであり、被害者の代理人にはなり得ないこと、本来人間の基本的権利である訴追権が今の日本では認められていないことなど、又こうした矛盾点について、歴史的な背景や諸外国の状況と比較しながら、分かりやすくお話をいただきました。

犯罪被害者基本法が制定されようとしているこの時期、裁判制度を根幹から見据えながら、あらためて私たちに出来ることを考えなくてはと感じました。

〈次回以降のおしらせ〉

10月16日（土） 13時～17時 東京文化会館

台東区上野公園5-45 TEL (03) 3828-2111

11月20日（土） 13時～17時 代々木クラブ

渋谷区代々木3-59-9 TEL (03) 3370-3141

会費 1,000円

関西集会の報告

第36回関西集会 平成16年 4月 4日(日) 参加者27名(会員18名)

集会の冒頭に、いつも通り「幹事会報告」がありました。その中心的な内容は、各地方議会に「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を可決してくれるよう要請する運動を行うことにに関するものでした。

この運動については、関西集会でも比較的早い段階から取り組みを始めており、本年3月3日の午後3時に、京都府・大阪府・兵庫県の各議会に前記意見書の可決を求める陳情を一斉に行ない、意見書は、これら議会により満場一致で可決されています。また、3月8日には、大阪市議会に対しても同様の陳情を行ない、これも満場一致で可決されています。こうした陳情活動を、全国的に強力に推進してゆく方針が幹事会で確認されたとの由でした。犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を国会に要求する意見書が、全国の地方議会で可決されることを希望しているのは勿論ですが、願わくは、この制度が確立された暁に、制度が形骸的なものに終始せぬよう、関係各所への周知と運用の徹底とが図られることを強く祈念しているところです。「幹事会報告」ののち、報道被害に遭われた会員さんと、もう一方の当事者である読売新聞社との間で、報道内容の検証及び善後策を協議する時間がもたれました。協議の結果、私達と読売新聞社との間で、今後、定期的な話し合いの場を持つ方向で検討する、との合意に達しました。報道被害に苦しむ方は、他にも大勢いらっしゃるものと思われますので、これから多くのマスメディアが、あすの会との接点を確保するよう努力してほしいものです。

第37回関西集会 平成16年 5月 9日(日) 参加者26名(会員21名)

テーマは「地方自治法99条に基づく意見書の提出を求める陳情の関西地区での活動の具体化」と「少年法」の2点。陳情のやり方の具体的説明を行った後、地方自治体は全国に3,000余りあることからどのようにすれば効果が得られるだろうかと話が展開し、都道府県単位にする、政令指定都市・地方中核都市を優先的に行う、著名な知事に働きかける、インターネットを利用する、ボランティアの方に協力してもらう、等の意見が出ました。

「少年法」については修復的司法についてあらためて皆で意見を述べあいました(犯罪被害者自身の法的知識と諸問題の本質の知見を拡げる為)。修復的司法は刑事司法において被害者の権利が認められれば不要になるであろうということ、少年法改正の代償として登場した考え方であるということ、本来海外では軽微な事件に適用されていたのに、なぜ日本では殺人等の重大事件に適用を考えるのか不明、など批判的な意見が多数を占めました。

修復的司法ということは知識として知っておけばそれで良く、被害者が関わらなければ衰退してゆくものであろうし、今後あえて取り上げる必要もないものとの結論になりました。

第38回関西集会 平成16年 6月13日(日) 参加者30名(参加者21名)

テーマは「検察庁の取り組みについて」と「自民党司法制度調査会 基本法制小委員会の座長試案の検討」。

大阪地方検察庁より3人が講師としてご参加くださいました。

検察官の刑事部の役割や、刑事司法での位置付け、具体的な仕事の中身を一般的な例で説明して下さった後、出所情報部の方から出所情報の通知制度、満期出所、仮釈放の違いなどについて資料をもとに説明してもらいました。個別案件には答えられないとの事前のお断りがあったので少し残念ではありましたが、犯人が満期間近の会員もいるのでそれを知るにはどうしたらよいのかなど、一般的な質問には具体的にお答えいただき、これまで文字や一般情報でしか知らなかつたことが明瞭になりました。今後も今回のような話し合いの場をつなげてゆきたいと、皆からの要望が出ました。

座長試案についての検討では全文朗読のあと、刑事裁判で犯罪被害者が裁判に参加する時は国が休業扱いを担保して欲しいということ、警察の捜査開始から司法解剖までの遺体のあまりにずさんな取扱い例が報告され、「死者の尊厳を守る取扱いを望む」という意見を取り入れて欲しいとの要望が出ました。

第39回関西集会 平成16年 7月 4日(日) 参加者31名(会員21名)

テーマは、「保護観察所の組織と役割」と「犯罪被害者基本法について」

元保護観察官で、その後弁護士となられた（平成10年より）岡山弁護士会所属の川崎弁護士が講師。

加害者更生の仕事をしてきたが、少年犯罪の被害者と知り合い、被害者の問題に誰も取り組んでいないことを知ったとのこと。刑の満了日は検察庁が教えてくれる。満期釈放と仮釈放の比率は44%：56%であり、判決場所と判決日、被告人名を所轄検察庁に問い合わせれば入所している刑務所を教えてもらえるとのこと。昔、仮釈放は「恩恵」であったが、今日では「刑の執行の形態」として仮釈放を利用している。満期釈放はその後の手立てが無いため、危険な状態となり再犯を誘発する可能性が高くなる。再犯を少なくするために仮出獄を利用している由。保護監察官約1,000名、保護司約50,000名がサポート。被害者支援のために保護観察制度を利用する計画があるが、加害者の立ち直りのために活動をしている保護司が被害者支援を行うことによる混乱も考えられるので、こうした矛盾をきちんと解決する必要がある。私達は犯人のその後について不安と恐怖を常に抱いているので、「犯人の出所後」についてもっと制度を考えてほしい。

第40回関西集会 平成16年 8月 1日（日） 参加者23名（会員19名）

テーマは、「犯罪被害者基本法について」と「訴訟参加制度案要綱」について。

陳情活動の経過報告と9月に集中する自治体の定例会に向け、陳情計画を話し合った後、議題書面の全文朗読を行い、その中味を皆で確認しあった。その後、集会の直前に起きた「愛媛の連れ去り殺害事件」が討議の対象になった。容疑者は3回服役しており、今回出所後わずか1週間で19歳の女性を殺害した。

「矯正教育のあり方を知りたい」、「あいまいな矯正教育を改善するよう会としてアピールする必要があるのではないか」、「少年犯罪の加害者で成人後に再犯した場合は実名報道をすべきではないか」、「刑務所内で何を行っているのか確認しなければならない」、「再犯の責任の所在は？」などの意見が出ました。

今回の集会はクレオ大阪を離れ、神戸で開催することに決まり、テーマを神戸連続児童殺傷事件で被害者の代理人となった井関弁護士と兵庫県警被害者対策室の方のお話を伺うことにしました。

＜次回以降のお知らせ＞

11月 7日（日） 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL (06) 6460-7800

会費 1,000円

中部集会の報告

＜次回以降のお知らせ＞

10月24日（日） 13時～17時 ウィルあいち

名古屋市東区上堅町1 TEL (052) 962-2511

九州集会の報告

第11回九州集会 平成16年 7月24日（日） 参加者12名（会員12名）

「子供を殺され、妻を殺されてもっと怒りませんか！拉致被害者はあんなに保護、補償されているじゃないですか！国にもっと強く訴えませんか！」等と声高に訴える女性会員がいました。2回目の参加で、今までの我々の活動を知らずして、「何を言うんだ！黙れ！」と喉元まで出掛かっていたが、「言うだけ言わせよう」吐き出すことで心が安らげばと思い、口を挟み中断させることができませんでした。心を病んだ人とわかってはいましたが、腹立たしさと虚しさで重く辛い気分にさせられました。

しかし、応援参加していただいた関西集会の会員より、「関西集会では、自分たちにできることをしている。みんなで林幹事を盛りたてて関西集会を運営している。九州集会も頑張って下さい。」との、この一言で救われました。九州集会は未熟な発展途上の集会です。会員の皆様のお力をお貸しください。人に頼るのでなく、私たちに出来ること、私達にしか出来ないことがあるはずです。力を合わせて成熟し

た九州集会に育てていきましょう。会員の皆様の協力をお願いいたします。

＜次回以降のお知らせ＞

11月20日（土） 13～17時 クローバープラザ 302研修室

福岡県春日市原町3-1-7 TEL(092)584-1212

原則として、集会の参加者は会員のみです。

会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

幹事会の報告

第41回幹事会 平成16年 4月25日（日） 出席者8名

これからの運動について話し合った。昨年から行っている署名を国に提出し署名活動は終りとする。提出時期は代表に一任。今後は地方自治体から意見書を国に提出してもらうべく、地方自治体に働きかける運動に移る。

次に集会のもち方について意見を述べました。

あすの会の集会は「元気になっていない会員の自助」が第一である。同じ境遇の同質的な集団であり、秘密が守られるから安心して話ができるのであり、傍聴について了解をとっても、会員が心から了解しているとは限らない。被害者が自由に発言し守秘の為には傍聴禁止が原則であるので、むやみにオープンにするべきではない。しかし運動体としての働きもあるので、閉鎖せず、いろいろな方面からの協力を仰ぐことも、被害者の実態を知つてもらう意味で大切である。会員だけの時間、外部の人々の参加の時間を考え、各集会、会員が納得できる集会にする。

その後、代表から「訴訟参加制度案要綱」の説明をしていただきました。

第42回幹事会 平成16年 5月16日（日） 出席者9名

5月13日の自民党司法制度調査会 基本法制小委員会の座長試案の報告を受けて、要望事項の検討をしました（ニュース・レターVOL. 18で報告通り、5項目の追加提案をしました）。

犯罪被害者のための「訴訟参加制度案要綱」について、訴訟参加研究会から報告があり、了承されました。

刑事法上、（1）捜査記録の閲覧、（2）弁護士代理人の選任、（3）仮釈放・仮出獄についての被害者意見の聴取、（4）加害者に関する情報開示について法整備の必要性があること。

被害者訴訟参加について、参加対象事件を長期5年以上の刑にする等を内容とする要綱及び趣旨説明（ニュース・レター号外2004.8.1で報告済み）について。

「犯罪被害者のための権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を国会に提出する地方議会の活動が全国的に展開されるためには、都道府県、政令指定都市、都道府県庁所在都市からの意見書提出を依頼することが有効的で、この活動を重点的に行う必要があること。また、参議院選挙を控え、6月定例議会は短期間で終了すると予想されるので、議会への働きかけを急ぐ必要があることが論じられました。

西日本で発生した報道による二次被害問題について、新聞社と話し合いをもつ予定です。

（1）報道されたことにより、被疑者が自殺し、被害者が発見されていない事件。

（2）代表幹事のコメントが勝手に掲載されたこと。

第43回幹事会 平成16年 6月20日（日） 出席者10名

第2回署名提出の報告がありました。6月15日167,152名分の署名が提出され、第1回目との合計は557,215名分となりました。同日は、午前中、司法制度調査会の保岡会長、小委員会の塩崎委員長、上川副委員長と共に、杉浦内閣官房副長官にあすの会の提言を提出するにあたって、岡村代表と松村幹事が同席し、報告もしました。

あすの会の今後の運動として、附帯私訴・訴訟参加研究会、憲法調査研究会、補償制度研究会の3つの研究会の充実および地方自治法99条に基づく陳情活動を活発に行っていくことを確認しました。

最後に各地区の集会の報告がありました。

【会員】

会員は、生命・身体に関する犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先
□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 獻」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 獻」

法廷付き添い
**事件を思い出す裁判傍聴に
私達が付き添います！**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関する犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773


おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。


あとがき

秋祭りの太鼓の音を聞きながら、夏祭りかと、まごう程残暑のきびしい今年の九月。「犯罪被害者基本法」成立への願いを込めて地方自治体へ意見書提出のお願いを続けています。人が生まれると同時に発生した犯罪ゆえに被害者の存在、権利に長い間あまりに着目されることはありませんでした。議員の先生すら、実情を説明すると、「知らなかった」と、一様に驚かれ、前に乗り出して聞いて下さいます。早く、一刻も早く日本中の人の理解を得たいと思います。新聞紙上に凶悪犯罪が報道されない日がない現実に、禁じえない焦りを心に感じます。